

ながいはらちくがっせいかけいかく
永井原地区活性化計画

やまなしけん
山梨県

平成21年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	永井原地区活性化計画
都道府県名	山梨県
市町村名	北杜市
地区名(1)	永井原地区
計画期間(2)	H21～23

目 標 :(3)

自然・資源循環活用施設の整備により、農村地域の低炭素化社会実施における地域振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画期間内に自然・資源循環活用施設の整備により生じる環境保全の取り組み数が8回増加することを目指す。また、都市との交流、による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じた交流による定住の促進を図ることにより、都市農村交流者数の増加を目指す事とし計画期間内で交流人口1,200人の増加を目指す。

山梨県は、平成21年4月に策定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき「CO2ゼロやまなし」の実現を目指して取り組みを始めている。短期的(2012年)には京都議定書の6%削減に貢献するため2012年までに2005年比29.1%の削減(2,095千t-CO2)を図ることを目標としている。中期的(2020年)には本県の恵まれた自然環境を活かした太陽光発電、小水力発電などの新エネルギー、省エネ技術の普及促進を図りつつ、長期的(2050年)には「CO2ゼロやまなし」を目指すこととしている。

また当該地区がある北杜市においても平成18年8月に「地域新エネルギービジョン」の策定や農業用水を活用した小水力発電施設の設置をするなど積極的にCO2削減に向けた取り組みを行っている。

今回、恵まれた農村資源を活用した、太陽光発電施設の整備を進め、農村地域の低炭素化社会実現を図る。太陽光発電施設の整備を契機に環境に優しいむらづくりを進め、環境学習の場として太陽光施設を活用する事により小中学生などを対象とした環境学習等の取組を活発化させていく。

目標設定の考え方

地区の概要:

北杜市は、山梨県の最北部、八ヶ岳の南麓に位置し、標高500m以上の中山間地域の稲作地帯である。北杜市では、稲作の他、野菜栽培のを導入を推進するなど土地生産性の高い農業の展開を図っている。永井原地区では、高齢化による担い手不足が生じていることから、大型機械の導入や基盤整備を行い、労働力の軽減を図っており、また、有機栽培による品質向上に努め、米のブランド化を推進している。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就農者への支援を行うなど、農業の活性化及び農業所得増大を目指している。

現状と課題

永井原地区は畑作を中心とした農業を生活基盤としてきたが、農家の高齢化や後継者不足等により地域農業を守ることがままならない状態となっており、農村の活力が低下している。この状況をかんがみ、地域間や都市との交流を通じて農業と農村の活性化をいかに図っていくかが課題となっている。

また、農村地域の低炭素の実現に向け、いかに行政と地域住民や都市住民が一体となった環境保全活動を推進し、安心、安全な農業・農村を実現していくかが課題である。

今後の展開方向等(4)

全国でも有数の日照時間を誇る山梨県の気象条件を有効に活用した太陽光発電施設の整備を契機に、地域の子もたちへの環境学習の場を提供して環境保全の意識の向上を図るとともに、行政と住民が一体となった環境保全活動やカーボンオフセットなどの取り組みを通じて、住民同士の交流をはじめ地域間交流や都市と農村の交流を積極的に展開して、農業・農村の活性化を図っていく。

また、太陽光発電による農業関連施設等への電力供給により、維持管理費などの農家負担の軽減を図っていく。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
北杜市	永井原地区	地域資源循環活用施設(自然・資源活用施設)	山梨県	有	二	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

永井原地区(山梨県北杜市)	区域面積 (2)	2810ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積 2810haのうち農林地面積は 2008haで 71%を占めている 当該区域の総人口4,949人のうち農業従事者が2088人で42%を占めている		
法第3条第2号関係: 地域間交流を促進することが、永井原地区において農村の活性化に必要不可欠である。 これまで当地域では自然・資源活用施設を利用した地域間交流はされておらず、施設整備をすることにより地域のCO2排出量削減が図れるだけでなく、地域の自然環境の保全や、更に地域間交流に伴うことにより地域の活性化の効果が大きく期待できるため。 地区人口が平成18年から平成20年の2年間で5039人 4954人と減少しており 高齢化率も28%と高率であり、地域活性化のためには交流促進が必要不可欠である。		
法第3条第3号関係: 都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成している区域を含めていない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設		
					氏名	住所		権利の種類(1)	氏名			住所	
該当なし。													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)	該当なし	
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)	該当なし	
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)	該当なし	
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)	該当なし	

- 1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たったの基本的な考え方を記載する。
- 2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

計画終了年度に、地域間交流の促進に資する太陽光発電施設を活用した市内の各小学校による環境学習の取り組み状況を北杜市が集計し、県によって取組内容の検証を行う。

交流促進については、環境保全に関する研修や各種保全活動を通じて本地区を訪れる交流者数を施設管理者である北杜市によって集計を行い、交流内容人数について山梨県が検証を行う。

検証結果については、山梨県の農業関係有識者において評価を行うとともに、結果を公表する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。